

令和7年4月～

新

下関市妊娠出産子育て支援事業 (妊婦のための支援給付)

下関市では、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠届出時から身近で相談に応じ、必要な支援等につなぐ妊婦等包括相談支援事業を行います。

また、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るため、出産応援ギフト(5万円)、子育て応援ギフト(5万円)を支給し、一体的に経済的支援を行います。

妊婦等包括相談支援事業

出産・子育て応援ギフト (妊婦支援給付金)

◆妊娠届出時(母子健康手帳交付時) →

保健センターで保健師等が妊娠した方と面談を行います。
子育てガイドと一緒に確認して、出産までの見通しをたてます。



◆出産応援ギフト (妊婦支援給付金・1回目)

- <支給対象者>
妊婦給付認定を受けた方
- <支給額>
妊娠1回につき5万円
- <申請方法>
妊娠届出時の面談の際に、申請書(妊婦給付認定)を提出
- <申請期限>
医療機関で胎児心拍が確認された日(受診日)から2年

◆妊娠8か月頃

妊娠8か月頃の妊婦健診の際にアンケートを行います。
面談を希望する妊婦さんには面談を行い、利用できるサービスの情報提供等を行います。



出産・子育て応援ギフトの手続きに必要なもの

- ・請求者の本人確認書類
マイナンバーカード、自動車運転免許証、パスポートなど
- ・請求者名義の金融機関口座が確認できるもの
- ・その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)

◆出産後(赤ちゃん訪問時) →

出生届出以降、お子さんが生後4か月になるまでに、保健師等が乳児のご家庭を訪問します。
産後の体調や育児不安などの相談に応じ、子育てガイドをもとに、必要な支援を行います。



※里帰り出産等で生後4か月以上市外に滞在する方は健康推進課母子保健係へお問合わせください。

◆子育て応援ギフト (妊婦支援給付金・2回目)

- <支給対象者>
妊婦給付認定を受けた方
- <支給額>
妊娠したこどもの人数1人につき5万円
- <申請方法>
乳児家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業の家庭訪問)時の面談の際に、申請書(胎児の数の届出)を提出
- <申請期限>
出産予定日の8週間前から2年

※令和7年4月以降に、流産、死産等をした場合も、出産・子育て応援ギフトのいずれもご申請いただけます。詳しくはお近くの保健センターまで、お電話にてお問い合わせください。

<問合せ窓口>

唐戸保健センター : (083) 231-1233
 新下関保健センター : (083) 263-6222
 山陽保健センター : (083) 246-3885
 彦島保健センター : (083) 266-0111
 菊川保健センター : (083) 287-2171
 豊田保健センター : (083) 766-2041
 豊浦保健センター : (083) 772-4022
 豊北保健センター : (083) 782-1962
 健康推進課母子保健係 : (083) 231-1447

<お知らせ>

- 出産・子育て応援ギフトの申請受理後、審査を行い、妊婦給付認定された方には支給決定の文書が送付されます。
- 申請受付から支給までに1か月以上かかる場合があります。支給されるまでは申請書に記入した口座名義等の情報を変更しないでください。
- 他の自治体で国の出産・子育て応援給付金、妊婦支援給付金を申請し支給を受けている場合は、再度の申請はできません。



下関市
ホームページ